

令和6年11月14日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- ①三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
- ②損害保険ジャパン株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
- ③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
- ④東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区大手町二丁目6番4号
- ⑤共立株式会社
東京都中央区日本橋二丁目2番16号

2. 指名停止措置期間： 2ヶ月 令和6年11月14日～令和7年1月13日

3. 指名停止措置の範囲： 本社及び各事業所に係る案件

4. 事実概要

令和6年10月31日、公正取引委員会は上記5社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したことを公表した。

5. 指名停止措置理由

上記5社が独占禁止法第3条に違反したことは、「指名停止措置要領」の別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内

以上